



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成30年行政事業レビュー公開プロセス
**特別支援教育就学奨励費負担等
説明資料**

平成30年6月
初等中等教育局特別支援教育課

○特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成29年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 999万人(平成28年度) → 989万人(平成29年度)

減少傾向

特別支援学校(小学部・中学部)

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

0.7%

小学校・中学校等

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

2.4%

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万8千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

1.1%

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：6.5%程度※の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

平成28年度→平成29年度
3.88%→4.2%
38万7千人→41万7千人

増加傾向

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,000人(うち通級：約250人))

○特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

平成30年度予算額 11,567百万円（平成29年度予算額 12,209百万円）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
（根拠法：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

○ 特別支援教育就学奨励費 負担金 6,061百万円（6,061百万円）

- ・ 公私立等の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の児童生徒の保護者等に対する補助

○ 特別支援教育就学奨励費 補助金 4,957百万円（5,553百万円）

- ・ 公私立等の特別支援学校（負担金の対象経費を除く）幼児児童生徒の保護者等に対する補助
- ・ 公私立等の小・中学校等の特別支援学級の児童生徒及び通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助

○ 特別支援教育就学奨励費 交付金 549百万円（595百万円）

- ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する特別支援学校並びに小・中学校等の特別支援学級の幼児児童生徒の保護者等に対する補助
- ・ 国立大学法人が設置する国立大学に附属する小・中学校等の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の保護者等に対する補助



○特別支援教育就学奨励費制度について

○特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)

(国及び都道府県の行う就学奨励)

第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の(中略)公立大学法人の設置する特別支援学校若しくは私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等(中略)の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部(専攻科を除く。)の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの(付添人の付添いに要する交通費を除く。)について、その全部又は一部を支弁しなければならない。

- | | | | |
|---------------------------------|------|---|---------|
| 一 教科用図書 | の購入費 | } | 高等部 |
| 二 学校給食費 | | | |
| 三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添いに要する交通費 | | } | 小学部・中学部 |
| 四 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費 | | | |
| 五 修学旅行費 | | | |
| 六 学用品の購入費 | | | |

- 2 前項各号に掲げる経費の範囲、その算定基準その他同項の規定による経費の支弁の基準に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 都道府県は、第一項の規定により支弁した経費のうち他の都道府県の区域内に住所を有する児童又は生徒に係るものについては、当該他の都道府県に対して、その二分の一を求償することができる。
- 4 国は、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校である特別支援学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。

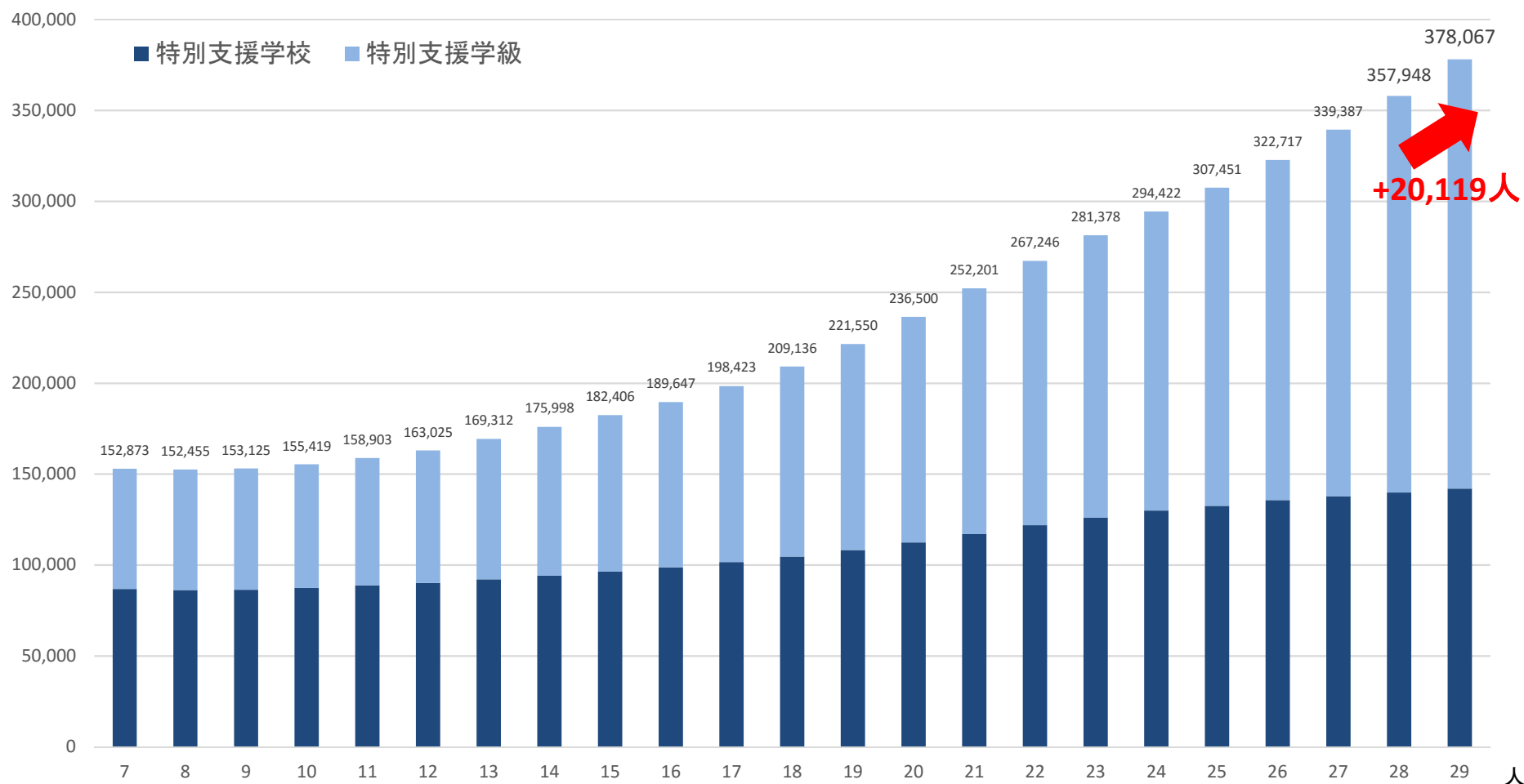
(国の負担)

第四条 国は、第二条第一項の規定により都道府県が支弁する経費の二分の一を負担する。

- ・負担金、交付金は、本法令を根拠として運用(法律補助)
- ・補助金は、毎年度の予算を根拠として運用(予算補助)

○特別支援学校等の児童生徒数の推移状況

特別支援学校（幼稚部、小学部、中学部、高等部）、特別支援学級の在籍者数の推移

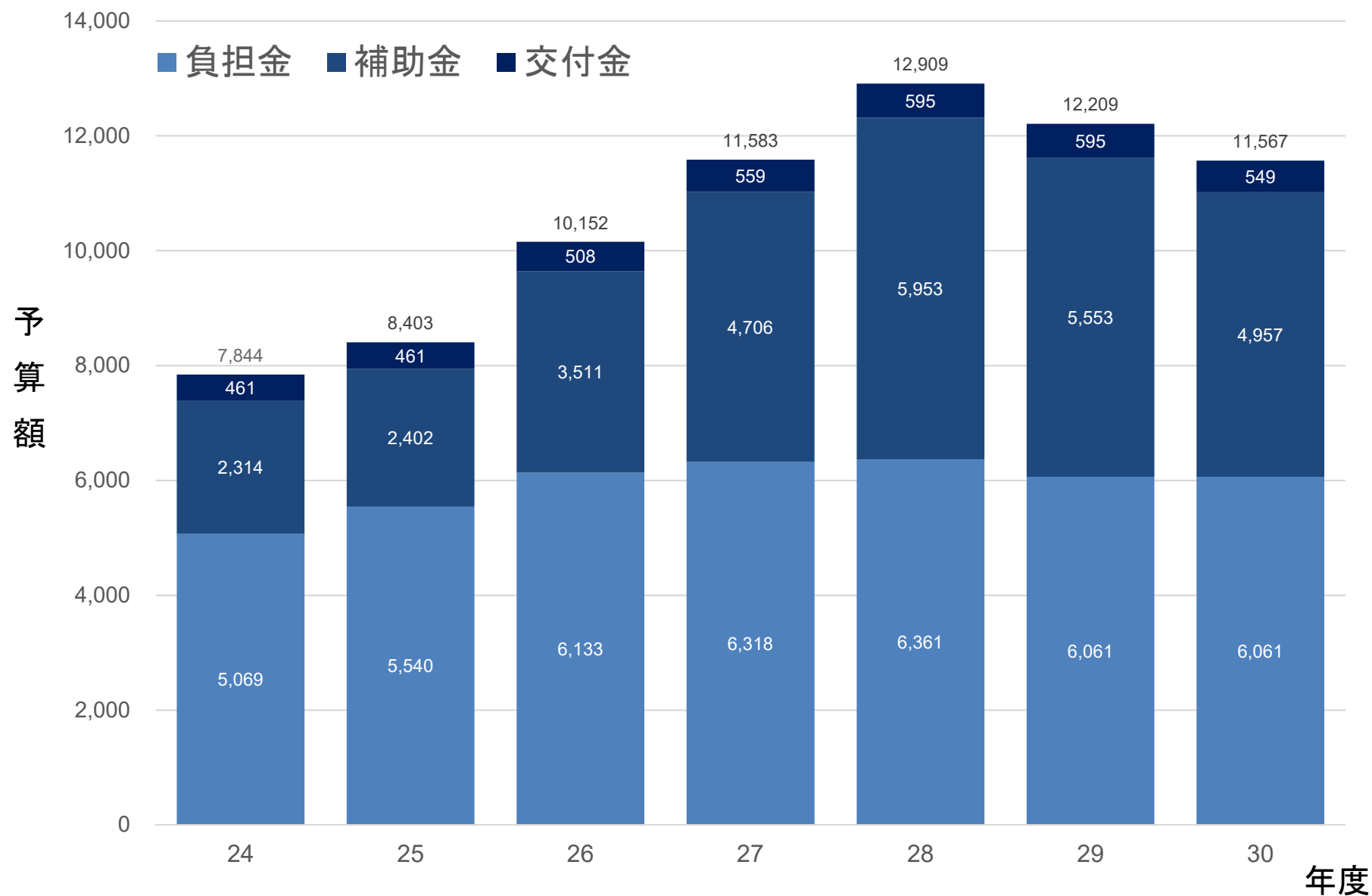


上記のほか、小・中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者の数:2,114人(H29)

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
特別支援学校	86,834	86,293	86,444	87,445	88,814	90,104	92,072	94,171	96,473	98,796	101,612	104,592	108,173	112,334	117,035	121,815	126,123	129,994	132,570	135,617	137,894	139,821	141,944
特別支援学級	66,039	66,162	66,681	67,974	70,089	72,921	77,240	81,827	85,933	90,851	96,811	104,544	113,377	124,166	135,166	145,431	155,255	164,428	174,881	187,100	201,493	218,127	236,123
合計	152,873	152,455	153,125	155,419	158,903	163,025	169,312	175,998	182,406	189,647	198,423	209,136	221,550	236,500	252,201	267,246	281,378	294,422	307,451	322,717	339,387	357,948	378,067

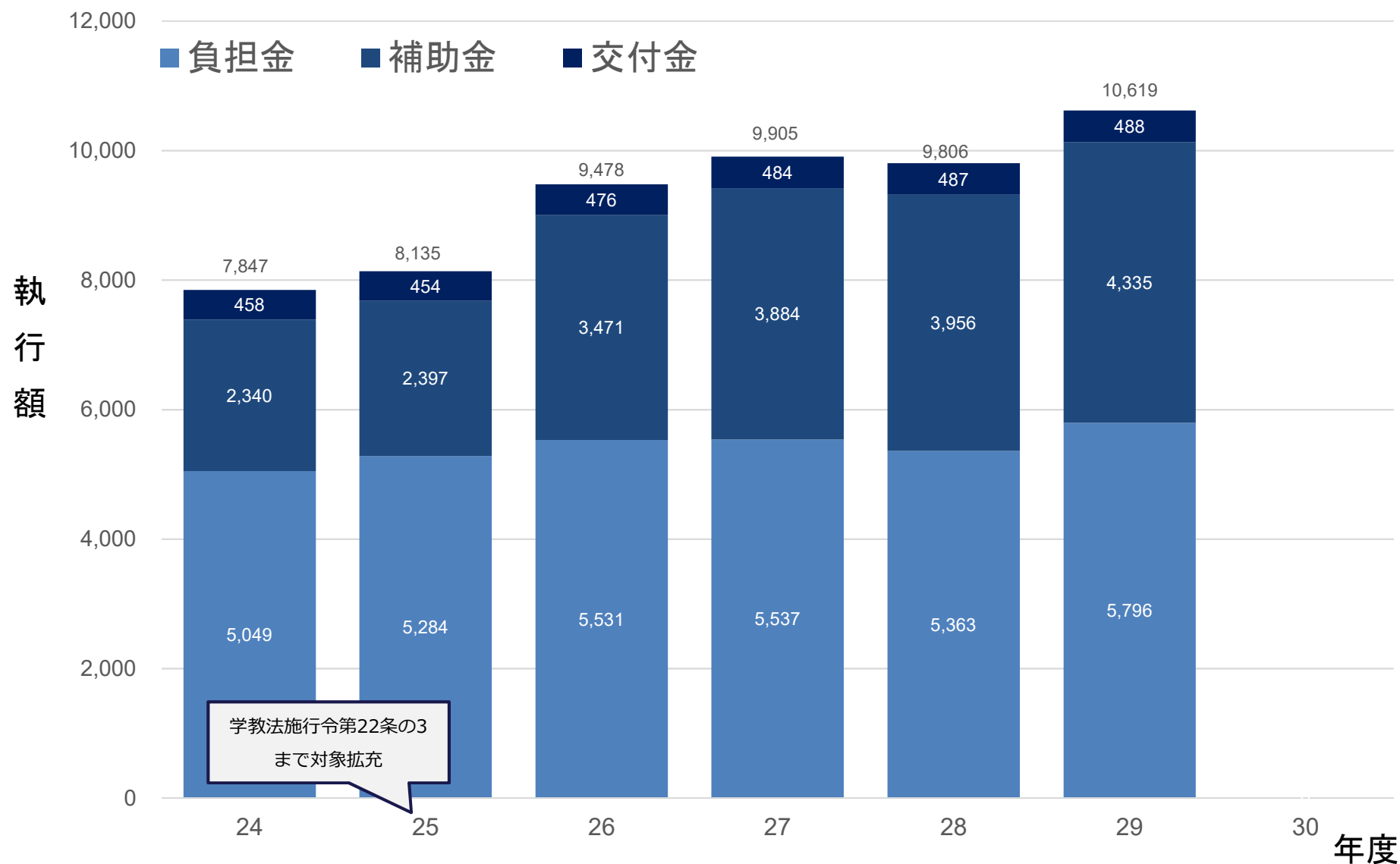
○特別支援教育就学奨励費の予算額の推移

(単位:百万円)



○特別支援教育就学奨励費の執行実績額推移

(単位:百万円)



○対象経費の例(主なもの)

障害のある幼児、児童又は生徒の就学のために必要な経費について、保護者等の経済的負担能力の程度に応じ支援を行っている。

○学校給食費

○交通費

通学費(付添いに要する交通費を含む)

帰省費(付添いに要する交通費を含む)

職場実習に要する経費：職業教育のための現場実習に参加する交通費

○寄宿舎居住に伴う経費

寝具、日用品、食費

○修学旅行費（付添いに要する交通費、宿泊費等を含む）

○学用品・通学用品購入費

学用品：文房具、補助教材、実験実習材料、体育用靴など

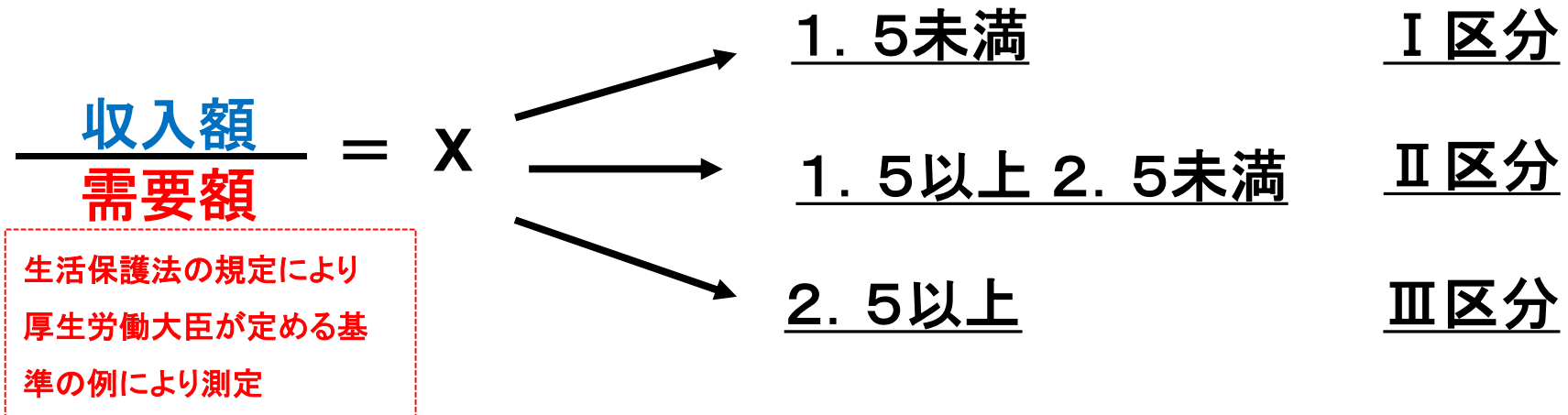
通学用品：通学用靴、雨具など

新入学児童生徒学用品・通学用品：ランドセル、通学用靴、帽子など

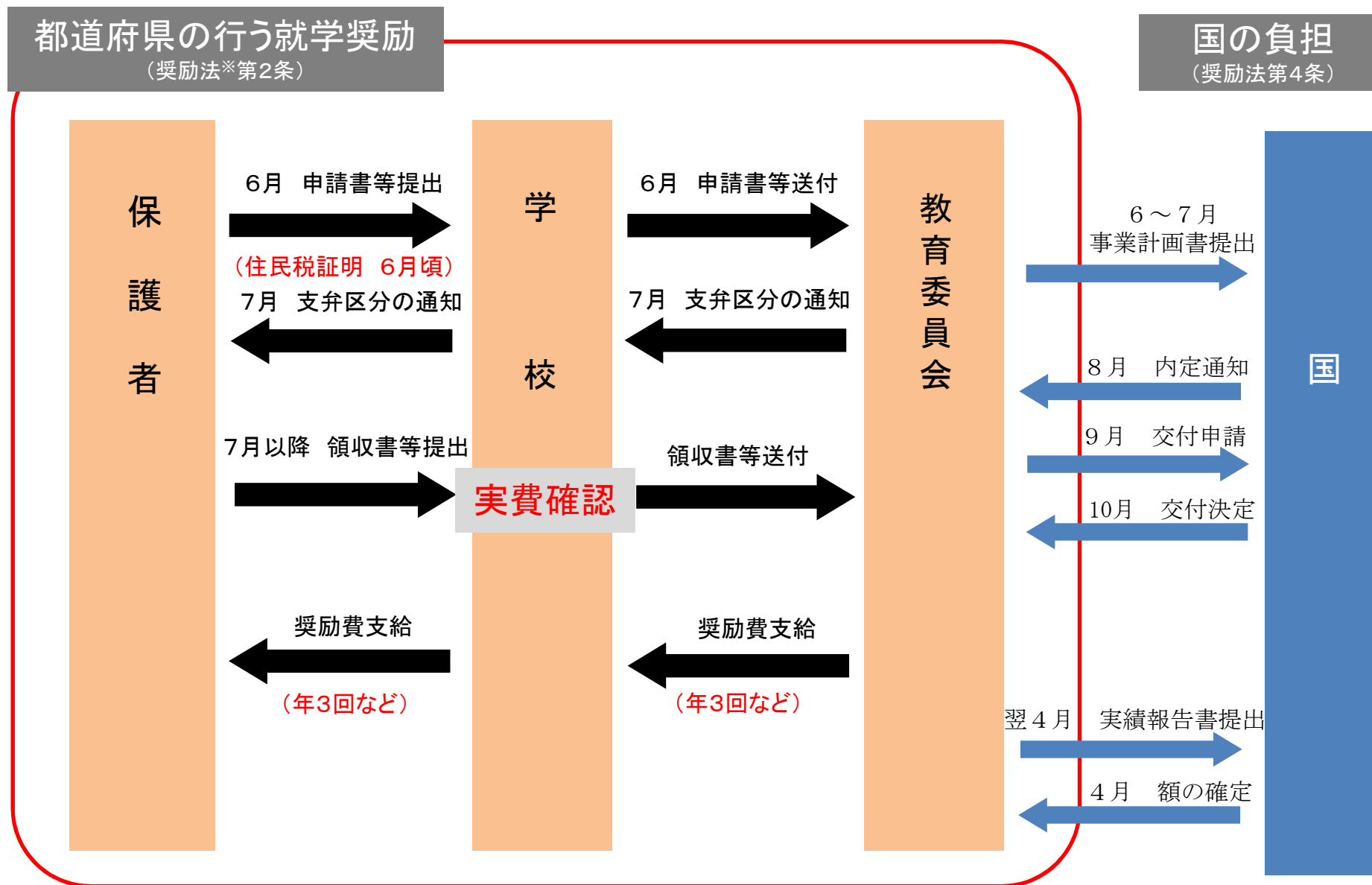


○支弁区分の認定方法

対象となる児童生徒等の支弁区分の決定について



○申請・支給等のイメージ



※特別支援学校への就学奨励に関する法律

○特別支援教育就学奨励費に係る事務負担の軽減

平成26年の地方からの提案に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)への対応

地方からの提案を踏まえ、特別支援教育就学奨励費補助金にかかる市町村の事務負担を軽減

補助金の交付手
続きの簡素化の
観点
(市町村分)

事業計画及び交付申請は所要額の積み上げによる申請から、実績単価に対象児童生徒数を乗じた金額とすることで簡素化

対象費目の合理
化の観点
(市町村分)

新入学児童生徒学用品・通学用品費を学用品の加算額とすることで費目間の限度額の共通化

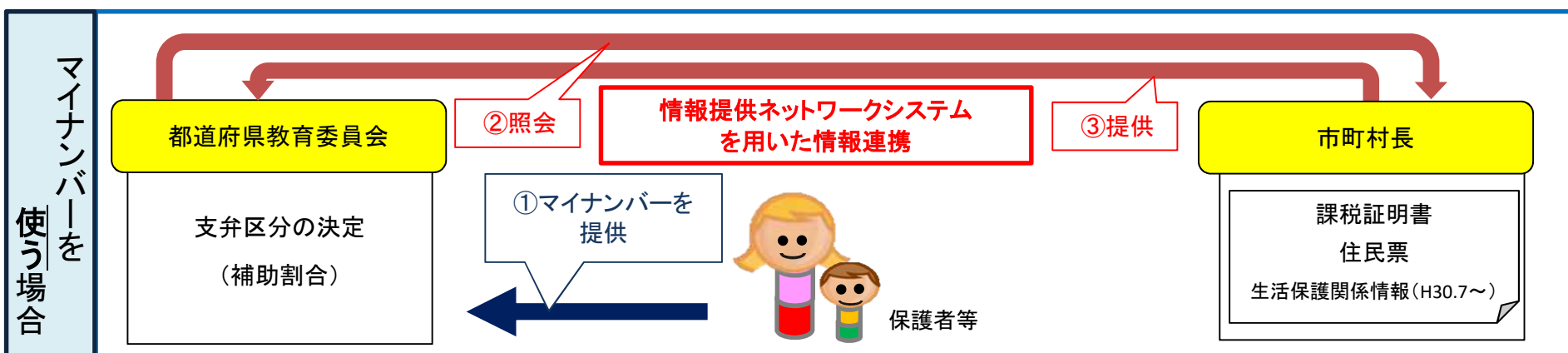
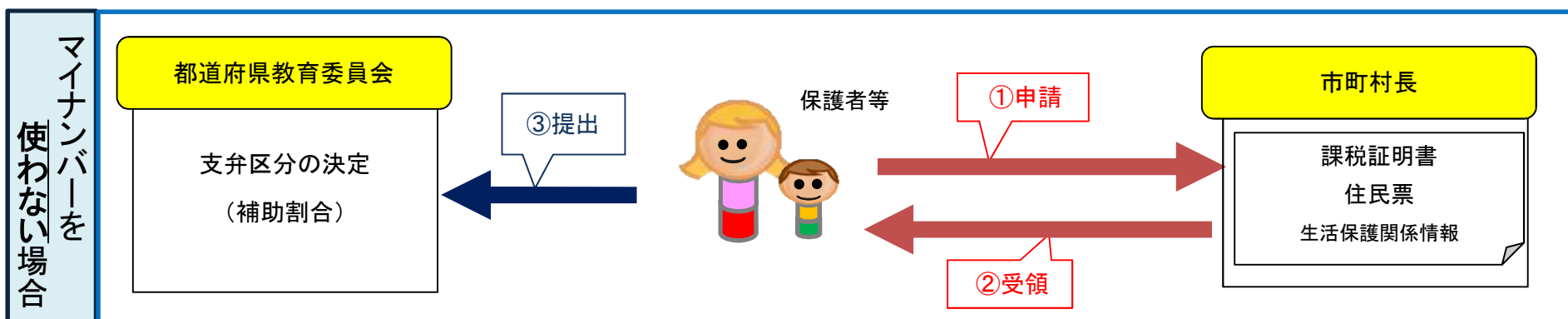
経費の確認方法
の簡素化・効率化
の観点

レシート・領収書等による確認の他、保護者等から集金した金銭をもとに学校が一括購入した学用品等に係るレシート・領収書等による確認、学校が保護者等に購入を求める学用品等(例えば、学校指定の制服や体操服)の販売額による確認など、必ずしもレシート・領収書による確認に限定せず

例：特別支援教育就学奨励費に関する申請イメージ

特別支援教育就学奨励費の申請について

- 特別支援教育就学奨励費の支弁区分(補助割合Ⅰ～Ⅲ)決定にあたり、従来は保護者が市町村から地方税関係情報や住民票関係情報を入手した上で、都道府県教育委員会に提出する必要があった。
- マイナンバーによる情報連携が可能となることにより、保護者は都道府県へマイナンバーを提供するだけで一連の申請が足りるようになる。



○アウトカム設定について

- ◆平成29年度行政事業レビューシートに記載しているアウトカム
「都道府県等における特別支援教育就学奨励事業の事業計画が実施されること」

➡ アウトプットに近いものとなっており、就学奨励事業の目的を踏まえた見直しが必要

《本事業創設の背景・目的》

- ・昭和29年時点において、盲・聾学校等への就学の状況は極めて低調な状況であった。
- ・大きな要因としては、大部分の児童生徒は遠距離通学又は寄宿舎に居住することが必要となり、通学費や寄宿舎での生活のため、大きな経済的負担を負わなければならないことにあった。
- ・就学事情を改善するためには、保護者の経済的負担を軽減することが特に必要であり、このため国及び地方公共団体が、経済的援助を行うことを法律に規定することとなった。

《アウトカム検討の方向性》

- 本事業の目的に沿ったアウトカム
→特別支援学校及び特別支援学級への就学者数
- 障害のある子供を取り巻く状況の変化を踏まえたアウトカム
→子供の進学・就職率

(参 考)

◇特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)【抄】

第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。

参考資料

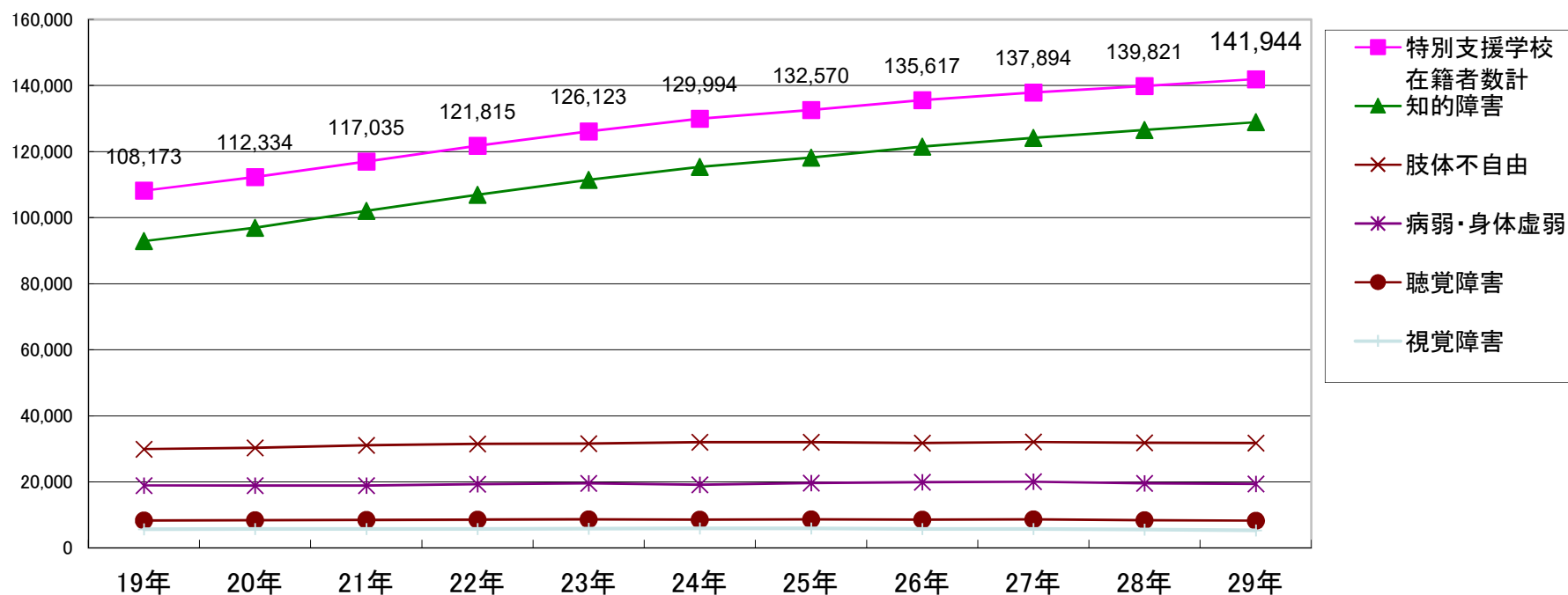
○特別支援教育就学奨励費制度の変遷

昭和 3年	貧困家庭の児童の就学を奨励するため、「学齢児童生徒就学奨励規程(昭和3年文部省訓令第18号)」により、小学校、盲学校、聾唖学校の学齢児童を対象とし、補助金を交付することにした
昭和15年	盲・聾唖学校の就学奨励費が、一般の小学校の児童に対する就学奨励費から分離独立。単独予算として計上支出されることになった。
昭和22年	生活保護法の施行に伴い、義務教育を受けるための費用は、最低生活の保障という観念に含まれるという考えの下、一般学齢児童・生徒に対する就学奨励費は生活保護法に吸収。しかし、盲・聾学校への就学奨励費は、これらの学校の特殊事情をかんがみ、教育行政の面から扱うべきとされ特別に文教予算に残された。
昭和29年	第19回国会において「 <u>盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和29年第144号)</u> 」が制定され、「盲ろう児童就学奨励費補助金(国立学校含む)」が設けられた。(養護学校分は予算計上されず)
昭和30年	公私立学校分と国立学校分を分け、「盲ろう児童就学奨励費補助金」と「盲ろう児童就学奨励費交付金」とした。
昭和31年	<u>支弁区分が現在の3段階となり、算定基準も世帯の収入額と需要額による方法で算定し認定</u> することとなった。
昭和32年	非義務教育である養護学校、盲・聾・養護学校の高等部も対象に加えた。
昭和38年	幼稚部を補助対象に加えた。(予算補助)
昭和39年	高等部専攻科を補助対象に加えた。(予算補助)
昭和46年	<u>特殊学級を補助対象に加えた</u> 。(予算補助)
昭和62年	「特殊教育就学奨励費補助金」を、法律補助部分の「特殊教育就学奨励費負担金」と予算補助部分の「特殊教育就学奨励費補助金」とし、「目」名称を改定した。
平成19年	学校教育法の一部改正により、「特殊教育」が「特別支援教育」に改められ、法律名も「特別支援学校への就学奨励に関する法律」となった事に伴い、補助金名称を「特殊教育就学奨励費」から「特別支援教育就学奨励費」とし、「目」名称を改定した。
平成25年	就学先決定の仕組みについて定める学校教育法施行令の一部改正に伴い、新たに <u>通常学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3該当児童生徒も補助対象に加えた</u> 。(予算補助)

・法制化される前の昭和3年から現在まで、90年以上にわたって運用されている。

○特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成29年5月1日現在)～

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学 校 数	82	116	776	350	149	1,135
在籍者数	5,317	8,269	128,912	31,813	19,435	141,944

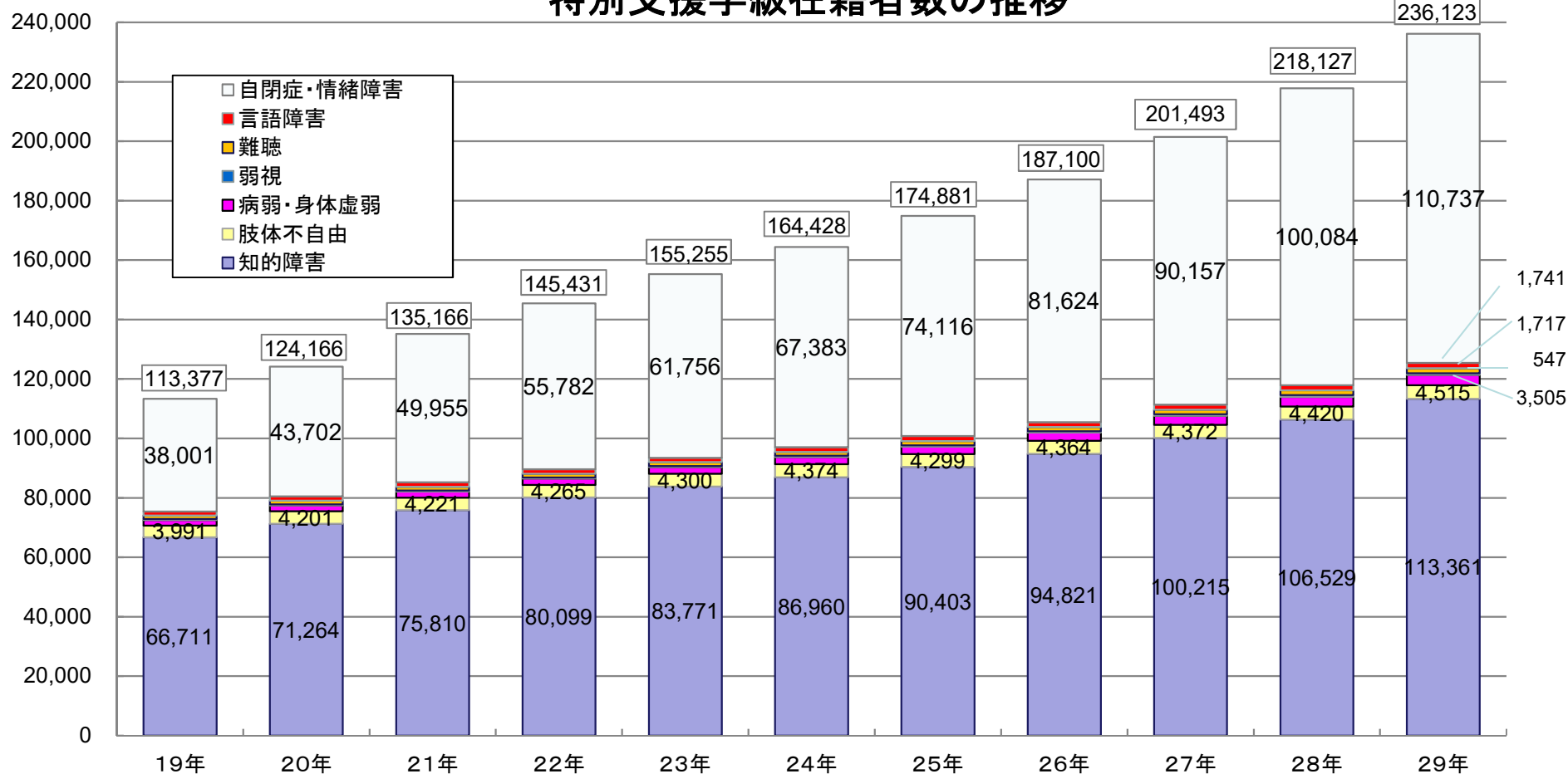
※注:在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注:学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

○特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状(平成29年5月1日現在)～

特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校等に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

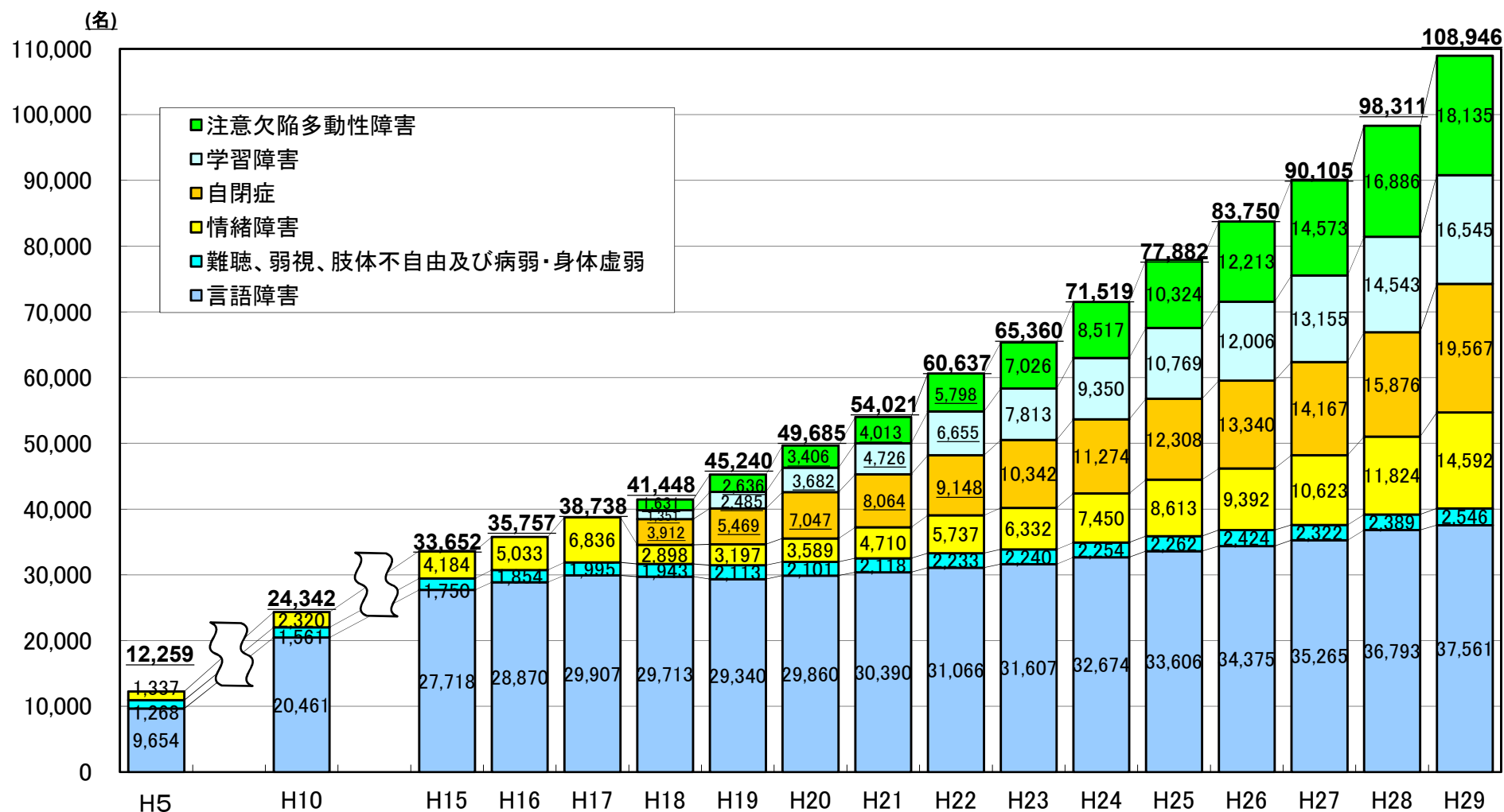
特別支援学級在籍者数の推移



	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	27,128	3,040	2,112	477	1,126	667	25,795	60,345
在籍者数	113,361	4,515	3,505	547	1,717	1,741	110,737	236,123

○特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成29年5月1日現在)～

通級による指導を受けている児童生徒数の推移



※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

○インクルーシブ教育システム構築に向けた学校教育法施行令の一部改正(H25.8)

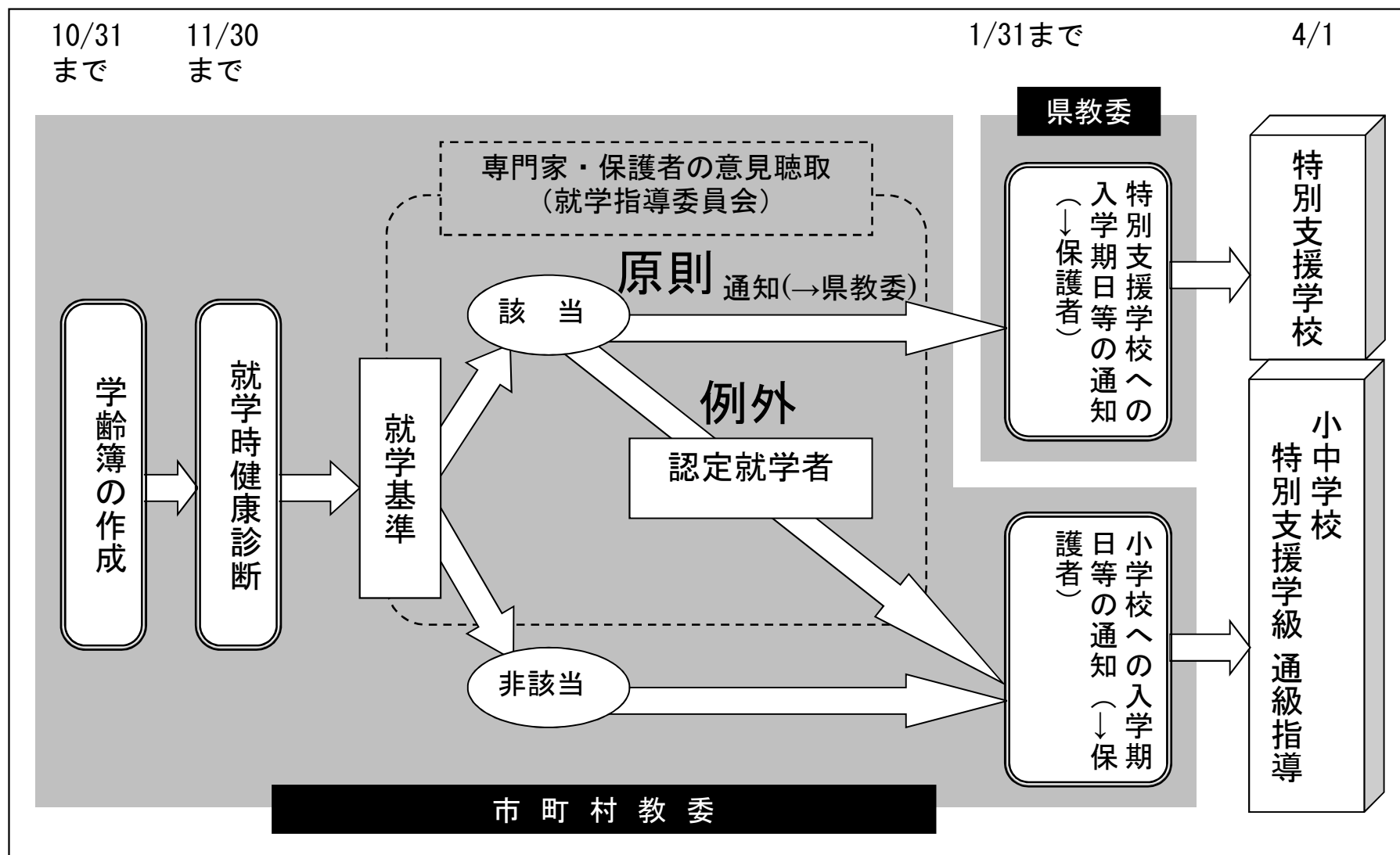
- ・（一定程度の(※)）障害のある児童生徒の就学先決定について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校への就学を可能としていたこれまでの仕組みを改め、**新たに、市町村教育委員会が、個々の障害の状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組み**とし、その際、**本人・保護者の意向を可能な限り尊重**することとしたもの。
- ・ 上記の他、**障害の状態等の変化を踏まえた転学**、視覚障害者等による区域外就学、保護者及び専門家からの**意見聴取の機会の拡大** 等について規定を整備。

(※学校教育法施行令第22条の3より)

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認知が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療は又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

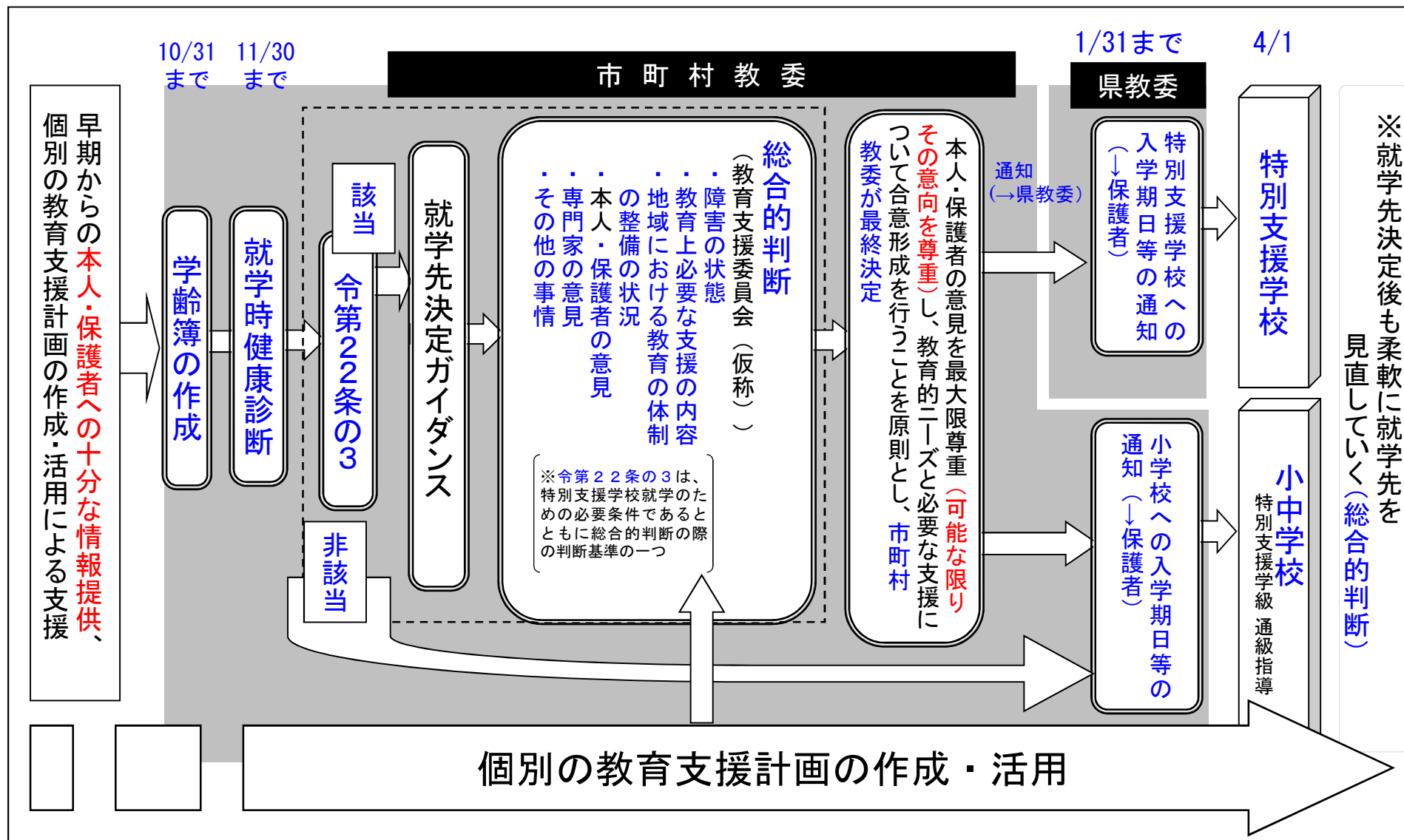
障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）

【改正前(学校教育法施行令)】



障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）

【改正後】



青字:学校教育法施行令(一部 学校保健安全法施行令)、赤字:障害者基本法、下線(黒字):H24中教審報告ほか

○特別支援教育就学奨励費の拡充

※平成26年度高等部入学者から学年進行で拡充(平成28年度完成)

過去の制度拡充事項

●高等部の学用品購入費を拡充

- ・ I C T機器の急速な進展に伴い、学用品として比較的高額な I C T機器（例えば、携帯用会話補助装置、携帯型拡大読書器等）を使用することが多くなっている現状を踏まえ、保護者の負担が軽減できるよう補助対象限度額を見直す。



- ・ 従来の「学用品・通学用品購入費」の補助対象限度額に、50,000円を加算する。

	保護者等の 収入等による 支弁区分	学用品・通学用品購入費補 助対象限度額	ICT機器等を購入した場合の加 算額
高等部 (本科・別科)	I	31,690円	50,000円
	II	15,845円	50,000円
	III	—	50,000円



●高等部の交通費の補助対象範囲等を拡大

- ・ 交通費（実費）の補助の対象範囲及び補助の割合を小・中学部と同様に措置。



	保護者等の 収入等による 支弁区分	通学費	通学の付添人経 費(肢体不自由・ 重度・重複障害の 生徒)	帰省費	帰省の付添人経 費(肢体不自由・ 重度・重複障害の 生徒)	職場実習 交通費	交流及び共同学 習交通費
高等部 (本科・別科)	I	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
	II	1/2→10/10	1/2→10/10	1/2→10/10	1/2→10/10	1/2→10/10	1/2→10/10
	III	0→10/10	0→10/10	0→10/10	0→10/10	0→1/2	0→1/2